

掛川市規則第4号

掛川市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号。以下「政令」という。）第4条ただし書の規定に基づき、土地の買取り希望の申出をすることができる土地の規模を定めるものとする。

(政令第4条ただし書の規則で定める規模)

第2条 政令第4条ただし書の規則で定める規模は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地の区域に限り、100平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。